

## 三重海区漁業調整委員会の委員候補者の評価基準

### (目的)

第1条 この評価基準は、三重海区漁業調整委員会の委員候補者が、それぞれ三重海区漁業調整委員会の委員選出に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条の定数を超えた場合に委員候補者を評価し、選任案を確定するための要綱第9条に規定する評価の基準について必要な事項を定めるものとする。

### (評価基準)

第2条 選出会議は、要綱第5条及び第6条により提出された様式第1号から第3号まで（委員推薦書、委員申込書）の内容等を基に、別表により評価する。

### (留意事項)

第3条 選出会議は、前条の評価に加え、次に掲げる事項に留意の上、選出するものとする。

- (1) 漁業者委員候補者については、漁業の種類、操業区域に著しい偏りが生じないこと。
- (2) 委員会全体の構成にあっては、年齢、性別に著しい偏りが生じないこと。
- (3) その他選出会議で認める事項。

### 附則

この基準は、令和2年9月24日から施行する。

三重海区漁業調整委員会の漁業者委員候補者評価基準

	評価項目	評価ポイント	評価点	
1	漁業に関する識見	漁業の経験年数から推察して、漁業によく従事し、漁業事情に通じていると思われるか。	経験年数が 25年以上 15年以上 15年未満	5点 3点 1点
2	漁業者からの信頼度	候補者が、委員として相応しいと地域や業界から信頼されているか。	確認できる 確認できない	1点 0点
3	漁業の指導的活動	青年漁業者の育成や漁業経営の向上や漁村地域の活性化等の中心的役割を果たすことが期待されるか。 (青壮年部、漁業士、女性アドバイザー等)	就任中 過去に就任 就任なし	3点 1点 0点
4	漁業調整の能力や経験	漁協や漁業種類別協議会の役職、委員会委員を経験するなど、漁業の調整能力や経験を有しているか。	就任中 過去に就任 就任なし	5点 3点 0点
5	委員としての意欲	推薦理由又は応募理由から、委員としての職責をよく理解し、意欲的に取り組めるか。	大いにあてはまる 概ねあてはまる あてはまらない	5点 3点 0点
6	主な漁業種類	主な漁業種類が同じ候補者のうち、より委員としての資質が高いか。(項目1～5の得点合計)	1位 2位 3位以降	0点 -2点 -5点
7	操業区域	操業区域が同じ候補者のうち、より委員としての資質が高いか。 (項目1～5の得点合計)	1位 2位 3位以降	0点 -2点 -5点
8	世代構成バランス	幅広い年齢層から選任する中で、特に若い世代の代表として活動できるか。	50歳未満 50～65歳未満 あてはまらない	2点 1点 0点
9	性別	女性活躍の視点が反映されるか。	女性	3点

三重海区漁業調整委員会の学識委員候補者評価基準

	評価項目	評価ポイント	評価点
1	漁業に関する識見	漁業に関する識見を有するような、学歴、経歴等を有しているか。	有している 5点 概ね有している 3点 あてはまらない 0点
2	委員としての意欲	推薦理由又は応募理由から、委員としての意欲が明確であるか。	大いにあてはまる 5点 概ねあてはまる 3点 あてはまらない 0点
3	漁業に対する専門知識	特に資源管理、漁業経営等に対する専門知識を有しているような、経歴や実績等を有しているか。	有している 5点 有していない 0点
4	世代構成バランス	幅広い年齢層から選任する中で、特に若い世代の代表として活動できるか。	60歳未満 1点 60歳以上 0点
5	性別	女性活躍の視点が反映されるか。	女性 3点

三重海区漁業調整委員会の中立委員候補者評価基準

	評価項目	評価ポイント	評価点
1	漁業に対する識見	漁業に関する識見を有するような、学歴、経歴等を有しているか。	有している 5点 概ね有している 3点 あてはまらない 0点
2	委員としての意欲	推薦理由や応募理由から、委員としての意欲が明確であるか。	大いにあてはまる 5点 概ねあてはまる 3点 あてはまらない 0点
3	世代構成バランス	幅広い年齢層から選任する中で、特に若い世代の代表として活動できるか。	60歳未満 1点 60歳以上 0点
4	性別	女性活躍の視点が反映されるか。	女性 3点